

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役会長兼社長 高寺 茂覚
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 専務取締役 秦 範男
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告」に関してのお知らせ

当社は、平成 20 年 9 月 26 日付「過年度決算短信等の修正に関するお知らせ」等で開示しておりますとおり、過年度の決算短信等を訂正し、平成 20 年 9 月 26 日及び平成 20 年 9 月 29 日付で関東財務局に対し、当該期間における「有価証券報告書の訂正報告書」及び「半期報告書の訂正報告書」を提出し、その旨を公表しておりますが、この訂正に関し、これまで証券取引等監視委員会から有価証券報告書等の虚偽記載について、検査を受けておりました。

本件は、当社の不適切な会計処理により、平成 15 年 9 月期から平成 20 年 3 月期に亘って売上高を早期に計上していたものですが、この度証券取引法等監視委員会による有価証券報告書虚偽記載についての検査の結果、金融商品取引法(平成 20 年法律第 65 号による改正前のもの)第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当するとの判断から、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、本日 3,000,000 円の課徴金命令を発出すべきである旨の勧告がなされましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 勧告の内容

証券取引等監視委員会は、株式会社プラコーに係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、下記のとおり法令違反の事実が認められたので、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

2. 法令違反の事実関係

株式会社プラコーは、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、

(1) 平成19年12月21日、経常損益が68百万円（百万円未満切捨て。以下、経常損益額、中間純損益額、純資産額及び当期純損益額について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを2百万円の利益と、中間純損益が95百万円の損失であったにもかかわらず、これを7百万円の利益と記載するなどした中間損益計算書、及び純資産額が475百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に638百万円と記載するなどした中間貸借対照表を掲載した平成19年9月中間期半期報告書を提出し、
(2) 平成20年6月30日、経常損益が64百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と、当期純損益が97百万円の損失であったにもかかわらず、これを17百万円の利益と記載するなどした損益計算書、及び純資産額が451百万円であったにもかかわらず、純資産額に相当する「純資産合計」欄に625百万円と記載するなどした貸借対照表を掲載した平成20年3月期有価証券報告書を提出した。

同社が行った上記の各行為は、金融商品取引法（平成20年法律第65号による改正前のもの。以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第1項又は第2項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した行為に該当すると認められる。

3. 課徴金の額の計算

上記の違法行為に対し金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は、300万円である。

(1) 旧金融商品取引法第172条の2第1項又は第2項の規定により、平成19年9月中間期半期報告書及び平成20年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（46,774円）が

② 3,000,000円を超えないことから、同半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

同有価証券報告書については、3,000,000円となる。

(2) ここで、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、同一の事業年度に係る2以上の虚偽の継続開示書類等が提出されたときは、課徴金の額を調整することとなるため、下記のとおり300万円を個別決定ごとの算出額に基づき按分した金額が課徴金の額となる。

平成19年9月中間期半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

平成20年3月期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

当社は、この度、証券取引等監視委員会が上記勧告をされたことを真摯に受け止め、今後二度とこのような事態がおこらぬよう、引続き内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸となって顧客、株主、投資家、金融機関、仕入先等からの信頼回復に努めてまいる所存であります。

皆様におかれましては、引続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

ご参考

- ・ 証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項
<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

以上